（総務課の所掌事務）

第二百六十八条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十四　略］

十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

［十六～十八　略］

（評価監視官の職務）

第二百七十条　評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一～三　略］

四　内閣法第二十六条の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務

［五　略］

附　則

（行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例）

第十条　復興庁が廃止されるまでの間、第十八条第二項第一号イの規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは「各府省、デジタル庁及び復興庁」と、「及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項」とあるのは「、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部の所掌事務の特例）

第十六条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百二十五条第十五号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部及び四国行政評価支局の管理官並びに行政評価事務所の行政相談課の所掌事務の特例）

第十七条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十一条第一項第一号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

（沖縄行政評価事務所の総務課の所掌事務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十八条第十五号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

○総務省令第八十九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

総務大臣　武田　良太

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
本省	四、五一三人		本省	四、六一一人	

（本省及び消防庁の定員）

第一条　総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。

（本省及び消防庁の定員）

第一条　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（総務課の所掌事務）

第二百六十八条　［同上］

［一～十四　同上］

十五　政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

［十六～十八　同上］

（評価監視官の職務）

第二百七十条　［同上］

［一～三　同上］

四　内閣法第二十七条の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務

［五　同上］

附　則

（行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例）

第十条　復興庁が廃止されるまでの間、第十八条第二項第一号イの規定の適用については、「各府省」とあるのは「各府省及び復興庁」と、「及び内閣府設置法」とあるのは「、内閣府設置法」と、「第五条第二項」とあるのは「第五条第二項及び復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第五条第二項」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部の所掌事務の特例）

第十六条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百二十五条第十五号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部及び四国行政評価支局の管理官並びに行政評価事務所の行政相談課の所掌事務の特例）

第十七条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十一条第一項第一号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

（沖縄行政評価事務所の総務課の所掌事務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十八条第十五号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。